



島根県報

平成31年1月4日（金）

第3,071号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
都市計画事業変更の認可（3件）	（下 水 道 推 進 課）	3

【特定調達公告】

島根県電子調達システム（第3期システム）開発及び運用保守業務に係る随意契約の相手方等	（土 木 総 務 課）	4
--	-------------	---

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正		5
---	--	---

告 示**島根県告示第1号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年1月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市三隅町下古和176、180内1、180-2、181-1、1211内1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

三隅町下古和176、180-2、181-1、1211内1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第2号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年1月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市大社町鶴峠字真星山310、311、312-1、312-2、312-6、312-23、312-26、字芦谷400、402、404、542、字大桂485、754、字矚鳴山496、498、540、字伯母ケ谷530-1、字祖父ケ谷531-1、531-2、531-4、536-1、字御腰掛535-3、字小中747-1、747-2、字モクロジ748、字中山752-1、字茅クドシ753、字松材山755

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成31年 1 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 施行者の名称
大田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
大田都市計画下水道事業
仁摩町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成14年 5 月17日から平成33年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

島根県告示第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成31年 1 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 施行者の名称
大田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
大田都市計画下水道事業
温泉津町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成16年 6 月25日から平成33年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

島根県告示第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同

条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成31年1月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

江津市

2 都市計画事業の種類及び名称

江津都市計画下水道事業

江津市公共下水道

3 事業施行期間

平成13年6月22日から平成37年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成13年島根県告示第490号、平成14年島根県告示第503号、平成18年島根県告示第1,009号、平成19年島根県告示第474号及び平成25年島根県告示第380号の事業地のうち、江津市嘉久志町、二宮町神主、敬川町及び波子町地内において事業地を変更する。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成31年1月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 件名及び数量

島根県電子調達システム（第3期システム）開発及び運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部土木総務課 島根県松江市殿町8番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年12月18日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社山陰支店 支店長 宮尾 修二 島根県松江市朝日町477番地17

5 随意契約に係る契約金額

319,107,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第1号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成31年1月15日から施行する。

平成31年1月4日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

産後健康診査の項を次のように改める。

産婦健康診査

産後2週間健康診査 1回につき 4,000円

産後1か月健康診査 1回につき 4,500円